

# 山間小城下町の地域構造

——備中国川上郡成羽の場合——

渡 邊 秀 一

- I. 問題の所在
- II. 対象地域
- III. 武家屋敷地区の復原とその構造的特徴
  - (1) 武家屋敷地区の屋敷割
  - (2) 武家屋敷地区の構造的特徴
- IV. 町屋地区の屋敷割と機能分化
  - (1) 新町・本町の屋敷割と機能分化
  - (2) 古町の機能と位置づけ
- V. 成羽の地域構造
- VI. 結 語

## I. 問題の所在

戦後の小城下町研究には2つの流れがあった。藤岡謙二郎に始まる陣屋町研究<sup>1)</sup>と、関東甲信越地方を中心に数多くの事例報告を行った中島義一の「一万石大名の城下町」<sup>2)</sup> (以下、1万石城下町と省略) 研究である。

この2つの研究は、1~2万石級の零細藩の中心集落を考察対象とする点で共通している。矢守一彦が、中島義一の1万石城下町研究を陣屋町研究の嚆矢と位置づけた<sup>3)</sup>のもそのためであろう。しかし、筆者は敢えて2つの流れとして区別した。それは、陣屋町研究と1万石城下町の研究とでは、目指した方向に大きな相違があったと考えたためである。

陣屋町研究は、戦後の近世城下町研究が生み出した一種の副産物である。藤岡謙二郎のいう陣屋町とは、歴史地理学が考察対象とする近世城下町からもれた、陣屋を中心とする

「無城主大名による準城下町」<sup>4)</sup>であり、それゆえ陣屋町研究が、近世城下町研究の進展に積極的な役割を果たすことはなかった。これに対して、中島義一の1万石城下町研究は、当該集落の政治的中心機能と、武士の集住にみられる非農村的住民構成とを拠り所に、城下町を広義にとらえ<sup>5)</sup>、「近世城下町研究の偏りを是正する」<sup>6)</sup>目的を掲げていることから、近世城下町研究の一環として位置づけようと目論んでいたと思われる。そして、近年の陣屋町研究を標榜するものの多くは、当該集落の城下町性に関心を注ぎ、むしろ中島義一の1万石城下町の研究に近づいている。こうした事情から、筆者は陣屋町や「一万石大名の城下町」とは用いず、零細藩の城下町・陣屋町を総称して小城下町と呼んだ<sup>7)</sup>。

さて、小城下町を含めて近世城下町を広義にとらえようとすると、かつて近世城下町研究が批判し、あるいは藤岡謙二郎が陣屋町研究を通して指摘した小城下町の非城下町的特色について、改めて検討することが必要になる。過去に指摘された主な点を挙げれば、①政治的中心機能を欠く事例が散見されること<sup>8)</sup>、②町屋地区の計画性が不明瞭であること<sup>9)</sup>、③武家屋敷地区と町屋地区の経済関係が希薄な事例があること<sup>10)</sup>、④城下町というよりは、他の機能に大きく依存して町屋が成立した場合があること<sup>11)</sup>、の4点である。また、⑤既存の町場に吸引されて陣屋が立地する場合があること<sup>12)</sup>、⑥藩域経済圏の形成が困難なこ

と<sup>13)</sup>、の2点は、中島義一自身が指摘した。

このうち、①は城下町成立の根幹に関わる政治的問題である。別稿の中で既に検討した<sup>14)</sup>ように、近世城下町では自明のように思われてきた政治的中心機能は、城下町であるからといって無条件に認められるものではない。③も①と関連し、大越勝秋が和泉国伯太を事例にして報告している<sup>15)</sup>。この③を含む②～⑥の5点は、町屋あるいは経済的中心性に関する指摘である。このことは、小城下町研究の検討課題が、近世城下町に比して小規模な町屋地区、脆弱な経済的中心性にあることを示している。しかし、②および④～⑥の4点は、多分に藩の小規模性に規制される側面があり、これらの点が認められるからといって、直ちに非城下町であると判断することはできない。例えば、④・⑤は既存の町場の存在そのものが問題なのではなく、既存の町場に対する藩の対応が、城下町か否かを判断するうえで重要なのである<sup>16)</sup>。

また、④に関連して、矢守一彦は近畿地方の諸藩を事例に、旧藩時代の石高と明治初年の旧城下町人口とが正の相関関係にあることを確認し、零細藩の小城下町の中には、旧城下町人口が正の相関関係を大きく下回る例と、逆に大きく上回る例があり、どちらも城下町とはいえないと述べている<sup>17)</sup>。藩の石高と旧城下町人口の間に正の相関関係があることを指摘したものは多い<sup>18)</sup>。ただ、明治初期の旧城下町人口統計を用いた分析には、時間的隔たりが小さいとはいえ、明治維新という大きな政治的変革を含み、かつ統計数値の信頼性も欠けるという問題点がある。

総じて、小城下町に関する研究は、モデル的な近世城下町、矢守一彦によれば5～10万石城下町<sup>19)</sup>との比較で、プランや機能分化などが論じられてきた。それは、城下町が武士を主体として形成され<sup>20)</sup>、小城下町であっても、武家屋敷地区に一定の計画性をみいだせるためであった。武士を主体とする城下町の形成

は、町屋地区の最も基本的な役割が武士の消費を支えることにあることを示している。しかし、武家屋敷地区を中心とした全体プランへの関心は、町屋地区の実態に関する考察をおろそかにする結果をもたらした。小城下町研究の課題が町屋地区にあることは明らかであるにもかかわらず、既往の小城下町研究には町屋地区のプランや構造にまで踏み込んで言及したものは少ない<sup>21)</sup>。そこで本稿では、備中国川上郡成羽<sup>ナリウ</sup>を取り上げ、武家屋敷地区の復原、町屋地区のプランと機能分化、そして武家屋敷地区と町屋地区との構造的関係について検討し、小城下町の町屋地区の存在形態について考察する。

## II. 対象地域

成羽は、現在の岡山県川上郡成羽町下原および古町に当たる。成羽町市街地は岡山県高梁市から西へ約8 km、海拔70m前後の小盆地にあり、成羽川をはさんで南岸が下原、北岸が古町になっている(図1)。

成羽は、中世以来成羽川の河岸であり、近世に入っても、成羽の北方に位置する江戸幕府領吹屋銅山や、新見と連絡する陸上交通と成羽川の舟運とが接続する交通の要衝であった。こうした交通上の要地であったため、近世成羽における城下町の建設は備中国内でも比較的早く、1617年以降2度にわたって城下町の建設が行われた。最初の城下町は、山崎家3.5万石(1617～1638)が成羽川北岸に建設したもの(以後、前期城下町と称する)である。御茶屋跡(図1)の南に位置する古町は、その当時の町屋地区であったと考えられている<sup>22)</sup>。第二の城下町は、1658(万治元)年に入封した交替寄合衆の山崎家(5000石、1868年の高直しにより立藩、12,746石)が、かつて水谷家が開始し、その後中断した南岸の新城下町建設を、継承・完成させたものである。本稿では、この第二の城下町(以後、後期城下町と称する)を取り上げる。

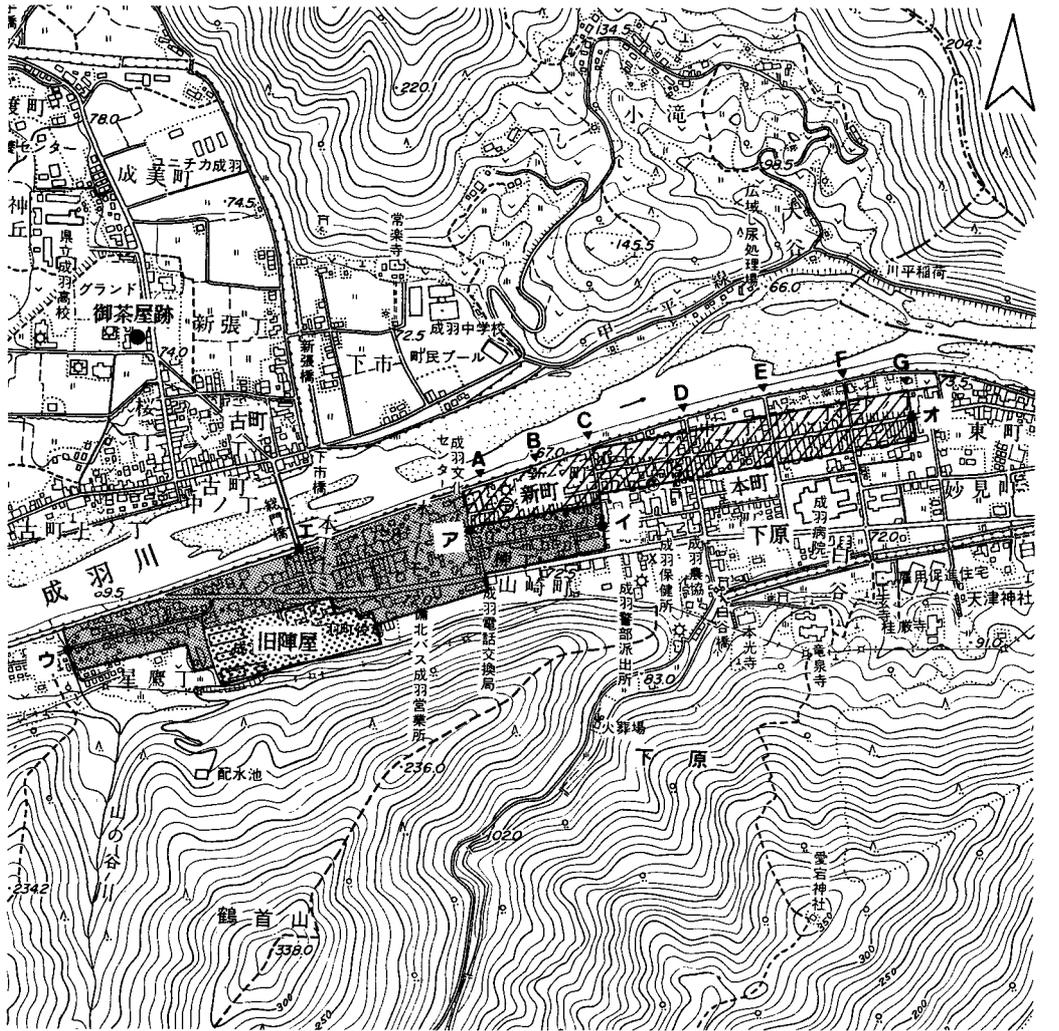


図1 備中国川上郡成羽の旧城下町域

成羽町史編集委員会編『成羽町史 資料編』(1994)より作成

成羽の城下町域は北を成羽川，南を鶴首山および白谷に限られ，東の下原門・柳丁門，西の星原丁門によって村域から区別されていた。城下町域の内部は，基本的に陣屋と武家屋敷地区，町屋地区（成羽町）の3地域で構成され，対岸には舟運の拠点となっていた古

町があった。ただ，古町は行政的には成羽村に属し，厳密に言えば城下町には含まれない。

陣屋は武家屋敷地区のほぼ中央，鶴首山麓に築かれ，東西約280m，南北約90m，高さ3～4mの石垣と堀に囲まれていた<sup>23)</sup>。この陣屋を中心に，武家屋敷地区は本丁・柳丁・裏丁・

鷹部屋丁・星原丁の五丁に区画され、町口門で町屋地区と接していた(図1)。1716(享保元)年の家中家数は105軒<sup>24)</sup>、1871(明治4)年には士卒あわせて148軒<sup>25)</sup>であった。

町屋地区の成羽町は、新町と上之丁・中之丁・次之丁・下之丁に細分された本町の二町で構成されていた。新町・本町は、ともに幅4間の東西路をはさんで両側町をつくっている。東西街路と交差する小路は、新町内で2本、本町内で上之丁以下四丁に分ける3筋6本が走っている(図1)。本町内の南北小路は一律に幅3間であるが、新町内の乗越小路は2間4尺、牢屋小路は2間8寸とやや狭く、新町・本町境の制札小路のみが4間になっていた<sup>26)</sup>。これは、制札小路が本町から対岸の古町や吹屋・新見、さらに備中松山に至る主要街道の一部であったことを示している。1716(享保元)年の人口は、本町112軒616人、新町39軒232人、計151軒848人であった<sup>27)</sup>。しかし、江戸期の古町の人口や町並みの様子を伝える史料は現在知られていない。

### Ⅲ. 武家屋敷地区の復原とその構造的特徴

#### (1) 武家屋敷地区の屋敷割

武家屋敷地区が、城郭や陣屋を中心に身分制的配置構造をもつことは、よく知られている。成羽においても、基本的な区画である丁を単位に階層的な屋敷配置が行われたことは、1789(寛政元)年の配置状況<sup>28)</sup>(図2)から容易に推測できる。しかし、表間口からみた屋敷規模には不連続部分が多く、屋敷割に大きな変化があったとも推測される。以下は、この不連続部分を手がかりとした初期屋敷割の復原に関する検討である。なお、文中で使用している屋敷地番号は、図2および表1の屋敷地番号に対応している。

#### ① 本丁(屋敷地番号1~21)

本丁はその呼称から武家屋敷地区の中心に位置する部分と思われる。しかし、表間口が20間を越える大規模な屋敷地が2区画(10・

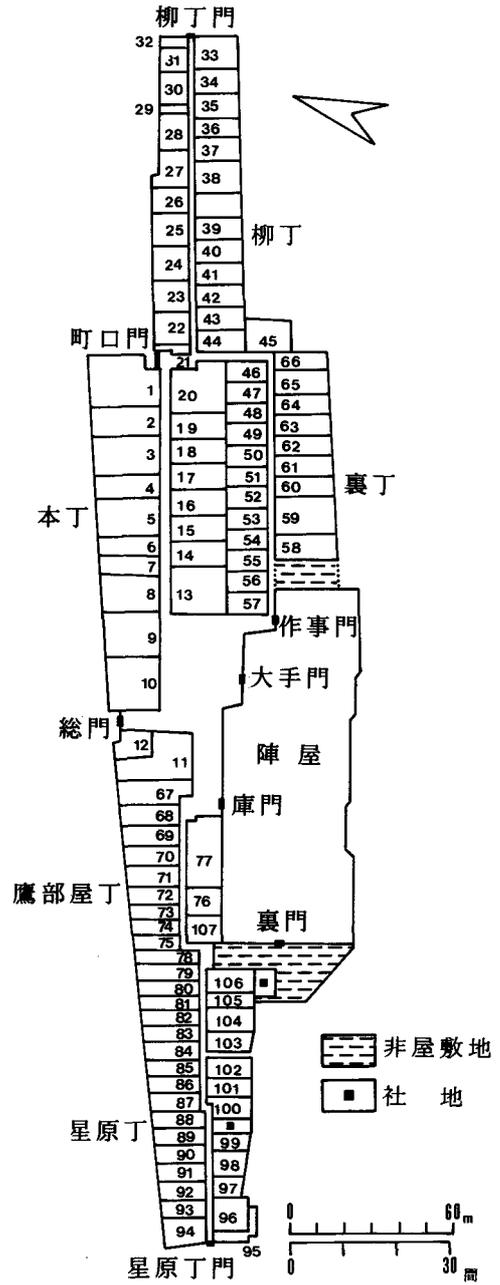


図2 備中国川上郡成羽における武家屋敷配置(1798年)

井上圭介氏蔵「表題不明文書(写)」より作成

11番)ある一方で、10間や8間という中小規模の屋敷地まで分布し、しかも北街区(1~12番)と南街区(13~20番)とで表間口規模に差がある。14番から20番まで、南街区すべての表間口の長さは、20番の屋敷地東南角の街

表1 1789年（寛政元年）における備中国川上郡成羽の武家屋敷の表間口（単位：間，尺寸分）

番号	表間口	備考	番号	表間口	備考	番号	表間口	備考
1	16	勘定所	37	10		73	6	
2	12		38	13		74	6.325	
3	15.05		39	9	預かり地	75	5.55	
4	9.42		40	9.1		76	11.325	
5	15.325		41	9.1		77	27	鷹部屋
6	8.15		42	9		78	6	
7	8.15		43	9.325		79	7	
8	14.325		44	9.325		80	6	
9	17.325		45	16.2		81	6	
10	21.15		46	9		82	6.6	
11	20.4		47	8.2		83	6.25	
12	…	総門番所	48	8.2		84	7.1	
13	19.2		94	8.2		85	7	
14	10.2		50	8.2		86	6.325	
15	10.2		51	8	記載漏れ	87	7.2	
16	10.4		52	8.2		88	7	
17	10.325		53	8.2		89	7	
18	10.325		54	8.2		90	7.325	
19	10		55	8.325		91	7	
20	17		56	8.325		92	7	
21	6.05	番所	57	9		93	7	
22	14		58	10		94	10	
23	13		59	15.325		95	4.1	星原丁番所
24	13.325		60	8		96	14.55	
25	13.2		61	8		97	9	
26	10.4		62	8		98	10	
27	15.05		63	8		99	7.325	
28	14.325		64	8.1		100	9.2	
29	3.1	預かり地	65	9.325		101	8.3	
30	14		66	8		102	9.2	
31	10.07		67	5.45		103	9	
32	5	柳丁番所	68	8		104	9.45	
33	14.05		69	8		105	6.2	
34	9.58		70	8		106	10.2	
35	10		71	8		107	11.325	
36	7.15		72	7.325				

注1 表間口間数は、井上圭介氏蔵「表題不明文書（写）」による。1間＝6尺5寸。

なお、12番屋敷地（総門番所）の表間口は不明。

注2 表の屋敷地番号は、本文と図2の番号に対応している。

注3 預かり地の29番屋敷地および39番屋敷地、記載漏れの51番屋敷地は井上氏による。

路による減少分を含め約100間で、20間屋敷地5区画分に相当する。南街区では14～19番の屋敷地が10間台で統一性があるが、これは20間屋敷地の分筆が進んだ結果と思われる。

一方、北街区では10番の屋敷地が20間を超え、東端の1番の屋敷地に町口門分6間を加えた表間口は22間で、東西がほぼ同規模の屋敷地になる。また、2～9番の屋敷地は表間口の規則性が失われているが、6番と7番の屋敷地は16間3尺の屋敷地が2分割されたもので、8番と9番の屋敷地も表間口合計が32間で、16間平均になる。したがって、北街区は、10番の屋敷地を除いて、16間の屋敷地であったと考えられる。

#### ② 柳丁（屋敷地番号22～44）

柳丁の特色は、29番の屋敷地など3か所に預かり地<sup>29)</sup>があったことである。29番の預かり地は本来30番の屋敷地の一部で、30番の屋敷地に居住していた者が移動し、新たに居住することになった者の階層と屋敷規模との間に不整合が生じたため、表間口の階層的な差を維持するために設けられたものと思われる。

番所（21番と32番）を除く北街区の10区画（22～31番）のうち、22番の屋敷地から25番の屋敷地までは、13～14間と規則的である。これに対して26～31番の屋敷地は、預かり地が含まれていることでわかるように、屋敷地の分筆・変更が行われている。しかし、26～31番の屋敷地の表間口の長さは66間9尺2寸5分で、13間3尺8寸5分の屋敷地5区画分に相当する。このことから、やはり13～14間の屋敷地が計画されていたと考えられる。

南街区（33～44番）では、39～44番の屋敷地が9間台で統一されているのに対して、33番の屋敷地から38番の屋敷地にかけては、7間台の小規模な屋敷地が含まれ、大きな変化があったと推測できる。また、番所である21番の屋敷地を除いた北街区の表間口が126間1尺7寸であるのに対して、南街区の33～44番の屋敷地の表間口は119間3尺3寸にしかなら

ず、南街区の表間口は、北街区の表間口に比べて、少なくとも7間が、地籍図の上では9間が不足している。1789年の表間口と地籍図の土地区画を比較すると、39～44番の屋敷地は、個々の区画には若干のずれがあるものの、表間口長さの合計は一致し、33～38番の屋敷地の中では33番の屋敷地が地籍図と一致している。34～38番の屋敷地の表間口の合計が50間8寸で、10間屋敷5区画が想定でき、39～44番屋敷地が9間屋敷になっている点から、南街区の中でみつかった9間の表間口の不足分は、9間屋敷地群の一角を占めるものであったと思われる。

#### ③ 裏丁（屋敷地番号45～66）

8間台の屋敷地でほぼ統一されているが、59番の屋敷地のみが他と比較して大きい。隣の58番の屋敷地とあわせた表間口の合計は25間半で、8間半屋敷地の3区画分に相当する。ただ、各丁の角地の表間口が大きいこと、8間屋敷地が整然と区画されていることを考慮すれば、9間半屋敷地が1区画と8間屋敷地が2区画であった可能性もある。

#### ④ 鷹部屋丁（屋敷地番号67～77）

南街区は、表間口の合計が38間半で、鷹部屋（77番の屋敷地）と11間半の屋敷地1区画（76番の屋敷地）の2区画である。北街区では68～71番の屋敷地が8間台で統一されているのに対して、72～75番の屋敷地は不規則である。しかし、その表間口の合計約26間から、6間半の屋敷地が4区画分想定できる。

#### ⑤ 星原丁（屋敷地番号78～107）

北街区（78～94番）は、78～83番屋敷地の6区画がほぼ6間台、84～93番の屋敷地が7間台で、ほぼ統一されている。これに対して南街区（96～106番）は、社地と小路で3区分されているうえに、96番の屋敷地を除いても、6間台から10間台まで表間口に大きな差がある。3区分された街区の長さは、96～99番の屋敷地が41間2尺5寸、100～102番の屋敷地が27間5寸、103～106番の屋敷地が35間2尺

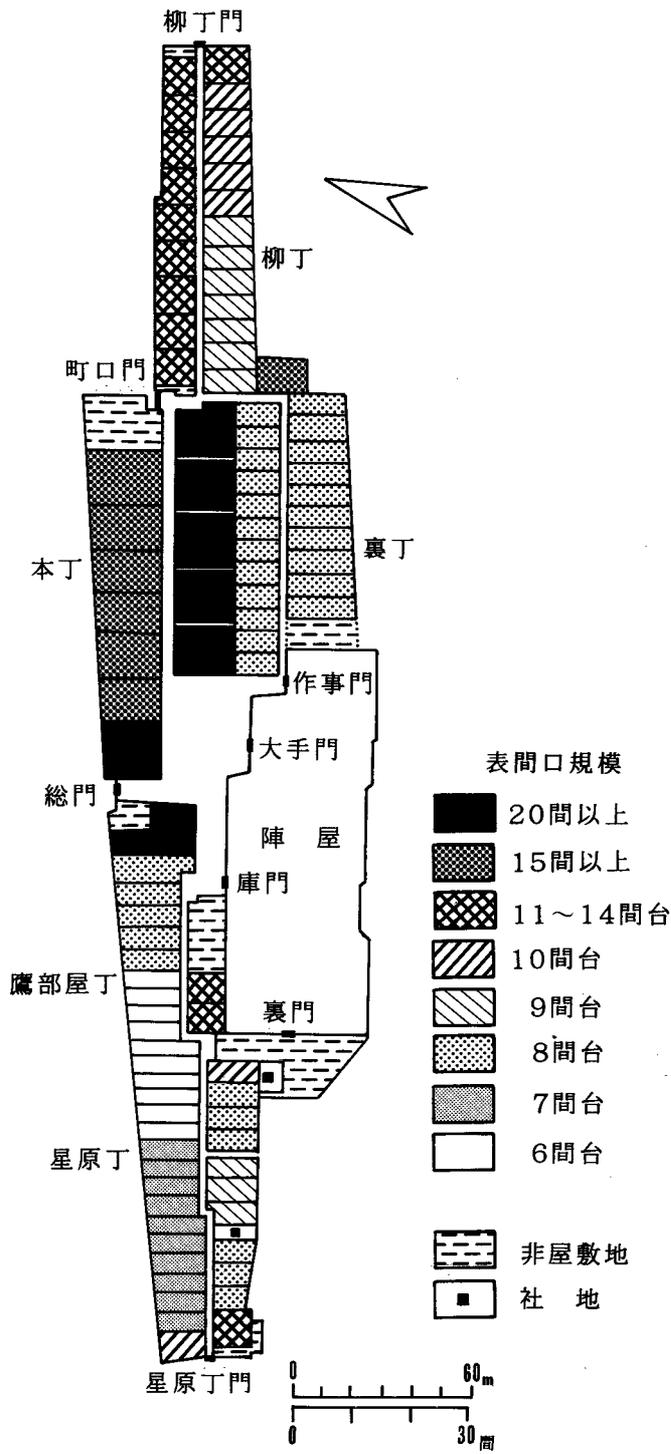


図3 備中国川上郡成羽における武家屋敷の配置復原図 (18世紀前半) 筆者作図

である。表間口が相対的に大きい角地の96・106番の屋敷地を除けば、8～9間規模の屋敷地で9区画が想定できる。

以上の検討をもとに、街区ごとの屋敷規模の統一性という点を重視して、武家屋敷の配置状況を示したものが図3で、屋敷地97区画、勘定所・番所など非屋敷地7区画となっている。既に述べたように、1716（享保元）年の家中家数は105軒である。しかし、1716年以前と考えられる「庄屋覚書」には家中屋敷数88軒と記され<sup>30)</sup>、さらに同じころの略絵図には、鷹部屋丁と星原丁の北街区の境付近から成羽川岸に向かって西北に走る街路が描かれている<sup>31)</sup>。この街路の正確な比定は困難であるが、鷹部屋丁と星原丁の北街区にまたがって連続する6間屋敷地群（表1および図2、72～75番の屋敷地、78～83番の屋敷地）の位置にほぼ相当している。仮にこの6間屋敷地群が享保年間になかったとすると、屋敷地は87区画になり、「庄屋覚書」の記録とほぼ一致する。以上のように、武家屋敷の屋敷割は大きく変化している。なかでも本丁と柳丁の屋敷地の分筆が顕著で、上級家臣団の構成に変動があったことを窺わせている。

## (2) 武家屋敷地区の構造的特徴

図3によると、成羽の武家屋敷地区は、本丁南街区の20間以上を最大として、各丁の角地の屋敷地を除けば、15間以上（本丁北街区）、11～14間（柳丁北街区）、9間および10間台（柳丁南街区、星原丁南街区）、8間台（裏丁、鷹部屋丁北街区）、6間台および7間台（星原丁北街区）に分けられ、丁単位とともに、各丁の南・北街区を単位とした階層的配置も行われたと考えられる。鷹部屋丁と星原丁の北街区では7間台の屋敷地群の間に6間台の屋敷地群が配置されているが、既に述べたように6間台の屋敷地群は1716～1735年以降に建設されたと考えられ、当初の計画では整然とした階層的配置が行われていたと思われる。

しかし、後期城下町の武家屋敷地区は、鶴首山麓の狭い低地部という地形的制約を受け、東西に長くなっているため、屋敷配置は東西で異なった方法がとられている。丁単位であれば、武家屋敷地区の東半分（本丁・柳丁・裏丁）では北から南に向けて階層の低下がみられるのに対して、西半分（本丁の一部・鷹部屋丁・星原丁）では東から西に向けて階層低下がみられる。さらに、全体が8間台で統一された裏丁と鷹部屋が大部分を占める鷹部屋丁の南街区を除けば、本丁・星原丁で南街区が大きいのに対して、柳丁は北街区で大きいというように、南北の街区ごとに屋敷間口に差がみられる。

このように、18世紀前半の武家屋敷の配置（図3）からは、武家屋敷地区全体を貫く明瞭な階層別の配置原理を読みとることができない。そこで、武家屋敷地区における計画上の中軸線を考えてみると、中軸線の可能性としては、陣屋大手門とその北に位置する総門とを結ぶ線、大手門と町口門とを結ぶ線のいずれかであろう。しかし、大手門と総門を結ぶ線では、武家屋敷地区の東西の配置方法が異なるという状況を追認することになる。また、「山崎家中定書」<sup>32)</sup>に記された葬礼の際の規定では、遺体が総門を通過することは認められているのに対して、陣屋大手門および町口門では遺体の通過が禁じられている。こうした点から、陣屋大手門と町口門を結ぶ線こそが、中軸線すなわち大手筋であったと考えべきであろう。

大手門と町口門結ぶ線の中軸線とすると、本丁の位置は陣屋正面の位置に当たり、武家屋敷地区の中核を形成する。また、この中軸線に直交する街路はそれぞれの走向を変換し、総門は大手門正面から武家屋敷地区側面に、鷹部屋丁と星原丁の各街路は中軸線と同一方向をもち、陣屋側面を通ることになる。このように考えると、本丁を中心に、柳丁と鷹部屋丁、裏丁と星原丁がそれぞれ対応し、中心

表2 1789(寛政元)年の備中国川上郡成羽町屋地区の表間口規模

		表間口計 (間, 尺寸分)	区画数	平均間口 (間, 尺寸分)	標準偏差 (間, 尺寸分)	変動係数	規模別分布			
							I	II	III	IV
成羽町	全	713.064	154	4.447	1.560	0.40	10	26	60	58
	北街区	345.104	75	4.453	2.146	0.47	8	10	26	31
	南街区	367.610	79	4.427	1.277	0.30	2	16	34	27
新町	全	189.450	44	4.311	1.606	0.43	4	4	14	22
	北街区	84.045	19	4.460	2.394	0.55	4	1	3	11
	南街区	105.405	25	4.146	1.033	0.25	0	3	11	11
本町 上之丁	全	157.565	34	4.418	2.096	0.46	2	1	19	12
	北街区	79.210	15	5.187	2.611	0.56	2	0	10	3
	南街区	78.355	19	4.087	0.629	0.23	0	1	9	9
本町 中之丁	全	127.469	27	4.475	1.267	0.30	1	7	11	8
	意街区	63.409	14	4.354	1.273	0.31	1	2	6	5
	南街区	64.060	13	4.605	1.242	0.28	0	5	5	3
本町 次之丁	全	127.215	26	4.583	1.758	0.32	1	10	6	9
	北街区	63.480	14	4.359	1.514	0.39	1	4	2	7
	南街区	63.385	12	5.195	1.107	0.22	0	6	4	2
本町 下之丁	全	110.315	23	4.522	2.025	0.42	2	4	10	7
	北街区	54.260	13	4.120	1.361	0.37	0	3	5	5
	南街区	56.055	10	5.396	2.191	0.41	2	1	5	2

注1 井上圭介氏蔵「表題不明文書」より作成。

注2 表間口, 平均間口, 標準偏差, 変動係数は尺を単位に算出し, 表ではこれを間・尺寸分に直した。

注3 規模別分布のI~IVは, 成羽町全体の平均間口4間4尺4寸7分( $\bar{x}$ )を基準に標準偏差1間5尺6寸(s)によって以下のように分けた。

I 7間3尺1寸1分以上 ( $\bar{x} + s/2$ 以上)

II 5間4尺2分以上, 7間3尺1寸1歩未満 ( $\bar{x} + s/2 \sim \bar{x} + s/2$ )

III 3間4尺9寸2分以上, 5間4尺2分未満 ( $\bar{x} - s/2 \sim \bar{x} + s/2$ )

IV 3間4尺9寸2分未満 ( $\bar{x} - s/2$ 未満)

部から順次側面へと展開し, 南・北街区のうち中軸線に近い街区で, より大きな間口をもつ屋敷地が配置されたことになる。

成羽における屋敷配置の原理は以上のようなものであるが, ここに大きな疑問が1つ残る。それは総門がどのような役割をもって設置されていたのか, という点である。実際の正門であった町口門が新町・本町に向けられ, 総門が古町に向いていたことは, 町屋地区との構造的関係を考える上で重要な手がかりに

なると思われる。

#### IV. 町屋地区の屋敷割と機能分化

##### (1) 新町・本町の屋敷割と機能分布

町屋地区の屋敷割に関しては1789(寛政元)年<sup>33)</sup>および1825(文政8)年<sup>34)</sup>の史料が残されている。このうち, 武家屋敷地と同じ1789年の史料に基づき, 町会所・札座・番所(2か所)を除く新町・本町の町屋敷152区画について, 町・丁および街区ごとに区画数・表間口

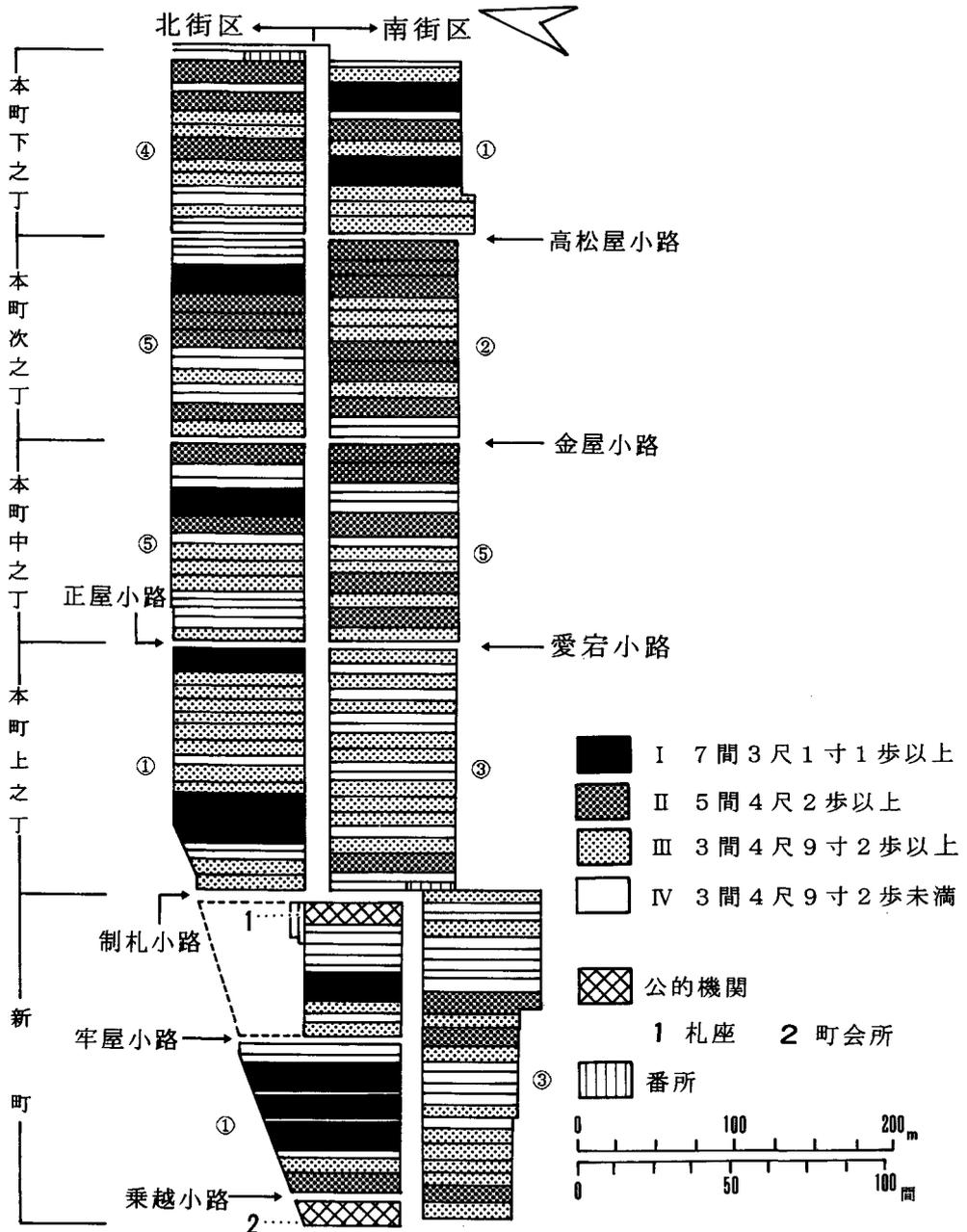


図4 備中国川上郡成羽における町屋地区の表間口分布 (1789年)

井上圭介氏蔵「表題不明文書(写)」により作成

- 注 ① 平均間口大・変動係数大  
 ② 平均間口大・変動係数小  
 ③ 平均間口小・変動係数小  
 ④ 平均間口小・変動係数中  
 ⑤ その他

合計・平均間口などを示したものが表2である。表2によれば、成羽町152区画の平均間口は4間4尺4寸9分である。各町・丁ごとの平均間口は、4間3尺1寸1分の新町が最小で、5間近くなる本町次之丁・下之丁まで、西から東へと順次広くなっていく。しかし、その差は決して大きいものではない。また、各町・丁を南北の街区に分け、それぞれの平均間口を求めると、最小は新町南街区の4間1尺4寸6分、最大は本町下之町南街区の5間3尺9寸6分で、その差は約1間2尺にまで広がり、さらに、北街区では新町・本町上之丁から本町下之丁にかけて平均間口が徐々に低下し、逆に南街区では徐々に増えていくという傾向が読みとれる。その中で、本町中之丁は南・北街区の平均間口の差が約2尺5寸と最も小さく、変動係数も最小である。中之丁北街区には表間口5間2寸4分の屋敷地が2等分されたと思われるものがあり、中之丁北街区を13区画と仮定して平均間口を再計算すると4間5尺8寸1分となり、南街区との差はほとんどなくなる。本町中之丁の南・北街区平均間口規模の近似性、変動係数の小ささ、新町から本町下之丁にかけての南・北街区にみられる平均間口の増減傾向などから、本町中之丁が成羽町屋敷の標準的な間口規模を最もよく残していたと考えられる。

一般に、小城下町の機能分化の検討は無意味だといわれる。確かに、町・丁を単位とした分析は、小城下町に関する限りその通りであろう。しかし、城下町の成立から約130年を経た時点で、南・北街区ごとの平均間口が逆の増減傾向を示し、本町中之丁で南・北街区の平均間口がほぼ一致する点は示唆的である。

また、城下町の各町屋敷の表間口は、居住者の経済的活動量や経済的・社会的地位を反映するといわれる。これを成羽町に当てはめれば、新町・本町の屋敷割が一定の計画に則って実施された確証はないものの、5間を標準の間口として計画された町屋地区が、その後

に各町・丁・街区にみられる経済活動の量的・質的差異を反映して屋敷地の分筆・合筆が進み、1789年の時点で表2のような状況に至ったと考えることができる。本町中之丁についていえば、町屋地区の中でも最も屋敷割の変動が少なく、経済活動の上で安定的なあるいは停滞的な部分であったために、5間の標準的な間口規模を残したということになろう。

こうした考えに立ち、各街区の平均間口に変動係数、および街区別間口規模の分布(表2および図4)を加えて考察すると、新町と本町の南・北街区は全体で5つのタイプに分けられる。すなわち、①平均間口大・変動係数大(新町北街区、本町上之丁北街区、本町下之丁南街区)、②平均間口大・変動係数小(本町次之丁南街区)、③平均間口小・変動係数小(新町南街区、本町上之丁南街区)、④平均間口小・変動係数中(本町下之丁北街区)、⑤その他、である。ただし、平均間口の大小は本町中之丁を基準とし、変動係数の大小は成羽町全平均の変動係数を上回るものを大、本町中之丁の変動係数を下回るものを小、この間に入るものを中とした。

①は、活発な屋敷地の分筆・合筆の中で屋敷地の大規模化が進んだ街区である。ただし、本町下之丁南街区は平均間口が5間を超えるものの、変動係数が新町北街区、本町上之丁北街区の2街区に比べて低いことから、街区全体で大きな屋敷割の変動があった新町と本町上之丁の北街区とは異なり、一部の屋敷地で合筆が進んだものと考えられる。②の本町次之丁南街区は、変動係数が小さいが、平均間口の規模の点で本町下之丁南街区に類似している。③は、活発な屋敷地の分筆の結果、屋敷地の小規模化が進んだ街区で、①の街区と対照的である。①と同様に経済活動が活発で、当街区内の屋敷地需要が大きかったことを窺わせる。④は、平均間口が小さいものの、変動係数の点では本町次之丁北街区に類似する。②と④は、本町下之丁南街区と本町中之

丁の中間的な性格をもつように思われる。

以上を概括すると、屋敷地の変動が大きく経済活動が活発であったのは新町・本町上之丁で、屋敷地の大規模化が進行した新町北街区が、成羽町の経済活動の中心であったといえる。さらに、本町南街区でも、成羽町の東の出入りに当たるため、大規模化が一部にみられ、類似の傾向を示す下之丁・次之丁と上之丁にはさまれた中之丁は屋敷地の変動が小さく、経済活動は安定もしくは停滞の様相をみせていた、とまとめることができる。

屋敷割の変動からみた成羽町の経済活動の様子を確認するために、新町・本町の商業・交通機能の立地状況を明らかにする必要があるが、現状では極めて困難である。しかし、若干の史料と聞き取り調査の結果に基づき、商業・交通機能の立地を示せば図5のようになる。新町には町口門外に町政の下部機関である町会所があり、本町との境には藩札管理を任とする札座が立地している。札座付近には高札場が設置され、札座・高札場ともに新町と本町の境が町屋地区の経済的中心点であったことを示し、町屋敷地の変動からみた結果とも一致してくる。

また、1764～1771年（明和年間）に新町・本町裏に設置された成羽河岸については、古町に居住した船差役（高瀬舟と渡船を支配する地方役人）角屋の御用留帳（1826～1842年）である「舟方役用帳」の中に、「一、大川除より新町乗越へ下迄之間、舟方へ何によらず川原上け置候事不被致候様被仰付候、右之趣申付置候」<sup>35)</sup>とあり、新町・本町裏の河岸の西限は乗越小路の東側であったと判明する。また、東限については、やはり「舟方役用帳」に「下之渡船連島遣し候様被仰付候。勿論其舟へ松丸太積入遣候様被仰付候。舟頭式人舟方之内雇古町作次・千次兩人にて、廿六日積下し候。則松丸太はなま木にて正屋小路に有之候」<sup>36)</sup>とあり、正屋小路までは確認できる。

一方、居住者からみると、新町では吹屋銅

山の経営者であり、成羽藩札請元でもあった大塚家や文化年間（1804～1818）の船差役をはじめとして米穀・呉服・油類等を商う有力商人層が北街区に多く、新町南街区には成羽で最大の商人といわれた浜屋や船頭小頭などが認められる。これに対して、本町は、本陣のほか、町年寄や文政年間（1818～1830）の船差役といった有力商人が幾人か認められるものの、分散的である。本町の場合、有力商人以外の商工業者については不明であるが、新町に比べて舟運関係業者が多いという点に本町の特徴があった。「舟方役用帳」から判明する1812～1842（文化9～天保13）年の新町・本町の舟運関係者（船持）は、17人である<sup>37)</sup>。藩による規制がなくなった明治初年の、新町・本町を含む下原の舟運関係者（船持）は20人であり<sup>38)</sup>、この17人という数字は、江戸期の両町の舟運業者のほぼ全体を示していると考えてよかろう。その17人の内訳は、新町が3名で、本町が14名である。新町・本町の舟運業者の居住地を特定することは、図5に示した7例の他は困難であるが、この7例の居住地の間口規模を図4で確認すると、いずれも小規模なランクⅢ・Ⅳである。同ランクの屋敷地が集中するのは、新町南街区のほか、本町上之丁、本町中之丁北街区、そして次之丁・下之丁北街区の高松屋小路をはさんだ一角に限られる。成羽河岸との位置関係からみれば、本町上之丁から中之丁付近に多くの舟運業者が居住していたと考えられる。

## (2) 古町の機能と位置づけ

古町を含む成羽村は店商売が禁止されていた<sup>39)</sup>とはいえ、舟運機能を残し、成羽における経済活動の重要な部分を担い続けていた。明和年間（1764～1771）には、それまで古町側にもあった成羽河岸が新町・本町裏に限定されたものの、古町の船頭の活動は活発で、18世紀に入ると、その影響をうけて新町と本町の船頭が困窮状態に陥った。「舟方役用帳」の

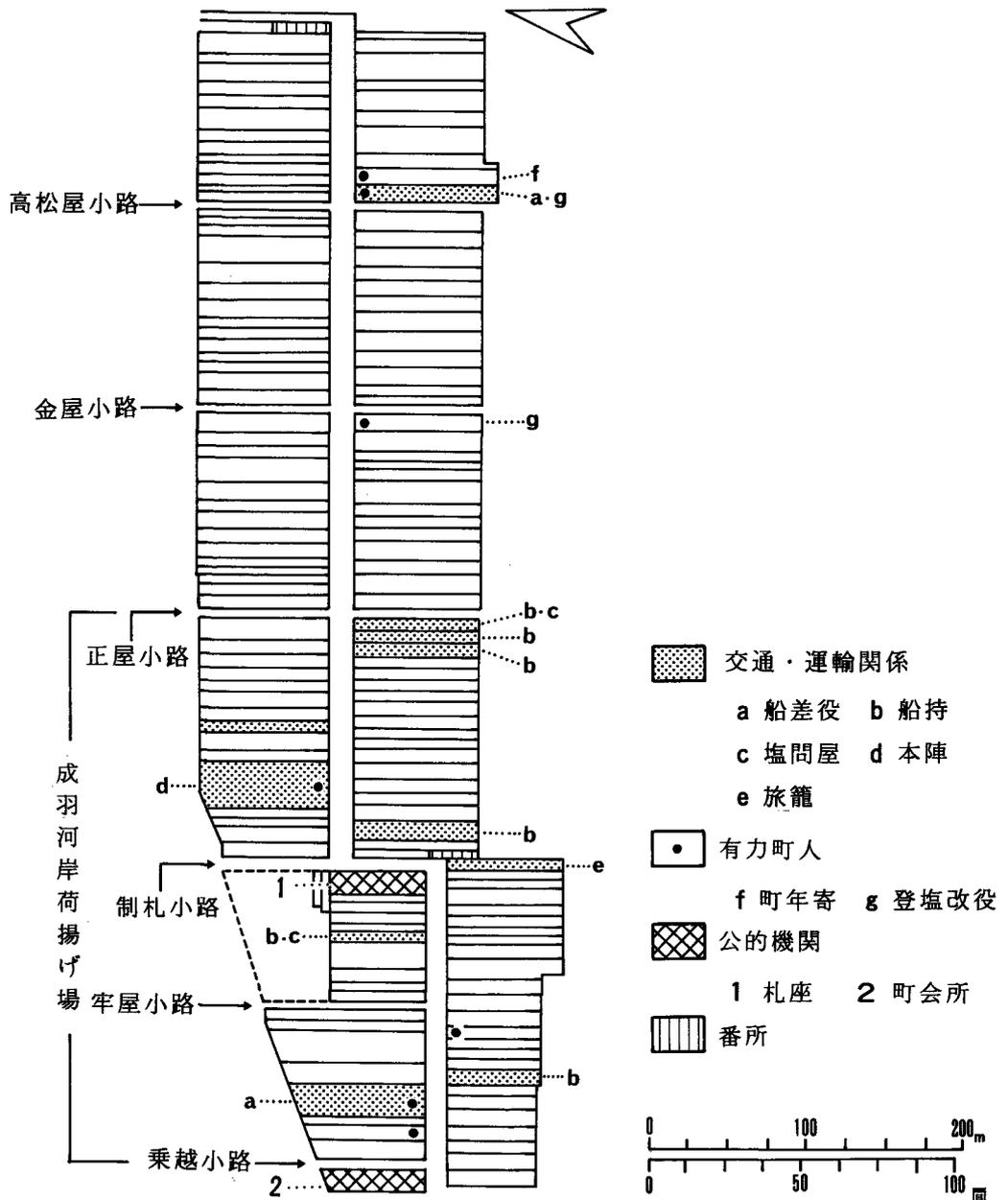


図5 備中国川上郡成羽町の機能分布（19世紀前半）

井上圭介氏蔵「表題不明文書（写）」、成羽文化センター蔵「新町表口間数  
名寄覚帳」（1823年）、および聞き取り調査により作成

1820年と1821年の条には、両町の船頭の窮状が記録されている<sup>40)</sup>。そうした状況の中で、1822（文政5）年に新町と本町の船頭は、古町の船頭の違法な高瀬舟の運航を訴えるため、事態の改善を求める嘆願書を船差役を通じて

藩勘定所へ提出した。下の史料は、「船方役用帳」文政6年条に記された嘆願書の内容と、それに対する藩の回答である。

乍恐以書付御嘆を奉申上候

私共儀、親々より蒙御厚恩、高瀬船稼を以

渡世相続仕罷在候得共、舟持之儀は、薪炭竹木之外積登り候塩初め諸商売荷物一切舟方手元に而売買取引仕候義は、前々より御法度之御儀故、町方船持之者共は其旨相心得、薪炭竹木之外一切取引不仕、是迄舟稼仕候へ共、近来川筋在々高瀬舟相増、薪炭売行悪敷相成候に付、自然と舟上下相減、困窮之舟持相続難相成難渡仕候、其上諸荷物舟積之儀は、本町新町両町裏之外は不相成旨、明和年中被仰出も御座候処、其後成羽村船持之内、間々出問屋職仕、奥筋出荷物不申及に、大豆小豆其外余煙草専売買仕、手船を以無透間運送上下仕候、尤少々宛手舟積、余り荷物は外舟へも積入候へ共、是迄人々相不相氣以て取斗候へ者、一統明白にも不相成義に御座候、右に付何共恐多奉存候へ共、無余儀今般御歎申上候、何卒以御賢慮前書之趣被聞召訊、已来右出問屋取引諸荷物無不同乍恐御用船順番之通、順番積に相成候様被為仰付被為下候は、町方船頭共一同連々相続仕候様相成、広太之御慈悲重々難有仕合奉存候、以上

右之通御歎奉申上候通、宜御取成之程偏奉願上候。已上

文政五年九月

両町

舟頭中魚屋

平吉

惣代水内屋

平蔵

御舟役御兼

文兵衛様

御舟役

小右衛様

右之通願書差上置、文政六未六月上旬願書御下け之時御口上に、段々御上旧記御しらべ有之候処、是迄之通四十年来にも相成、先宜敷様存候。小前へ能々利かいに及候様被仰付候故記置候。

文政六年未六月<sup>41)</sup>

この資料によると、新町と本町の船頭が困

窮の理由としてまず挙げたのは、高瀬舟の増加という点である。しかし、高瀬舟の増加による稼働率の低下は、成羽川流域のすべての船頭に影響を及ぼした問題であった<sup>42)</sup>。したがって、新町と本町の船頭が最も問題視したのは、2つめの理由に挙げられた古町の船頭による違法な船稼ぎである。「船方役用帳」の1822年の条には、「本町新町舟方中より、成羽村出問屋荷物之儀、御願申度段、九月七日惣代として栄蔵安否宜敷様御頼申上度様罷出候。」<sup>43)</sup>とあり、それを裏付けている。荷物問屋を通さず、下り荷物を自分荷物として船積み・輸送する出問屋職や薪炭竹木以外の物資の売買など、古町の船頭の違法行為に対して、両町の船頭は、藩御用の荷物や家中の荷物の輸送を船差役が船頭に割り付けてきたように、新町・本町と古町の船頭の区別なく、荷物の順番積みを求めた。この嘆願以降、新町と本町の船頭の困窮を窺わせる記録はなく、両町の要請は受け入れられたものと思われる。

ここで注目されるのは、古町の船頭による違法な高瀬舟の運航が、新町と本町の船頭が訴えるまで、放置されていたことである。新町と本町の船頭の困窮については、藩勘定頭を交えて、1820年に一時的な救済策が検討された。遅くともこの時点で、藩は両町の船頭の困窮を把握したはずである。新町と本町の船頭の困窮を把握してから三年の間、一時的とはいえ1820年に救済策を必要とするほどに困窮していたことを考えれば、それ以上の長期間にわたって、藩は古町の船頭の違法な運航を黙認してきたと考えざるをえない。こうした藩の態度は、新町・本町裏に成羽河岸を設置したと明らかに矛盾している。

古町に対する藩の姿勢を窺わせる記述が、「町村方御定書 成羽村等八ヵ村覚書」に2か所ある。その1つは、1763（宝暦13）年条の成羽村他4か村と本町で川漁免許を受けた者の居住地と氏名を記したもので<sup>44)</sup>、三形式で書き分けられている。その第一は、「成羽村之

内 山本 十内」のように、藩政村名・居住集落名・氏名を組み合わせた記載形式で、第二は、基本的には同じ組み合わせであるが、「成羽 古町 小三郎」と「村之内」という表現を欠いた記載形式、第三は、「本町 魚屋源七」と居住町名・氏名の組み合わせた形式である。最後の形式は町であるが、前二つの記載形式は同じ成羽村内の古町と山本を区別している。他の史料は、1741（元文6）年条の「一、川向町・下原・星原に而、見世商売堅仕間敷事」<sup>45)</sup>という一文の中で川向町と記されている点である。覚書の中には川向とのみ記す部分もあるが、川向・川向町とも古町を指している。江戸末期の記録でも古町を向町とよんでおり<sup>46)</sup>、この種の呼称は定着していたと思われる。古町を成羽村の他の集落と区別し、かつ町と呼んでいたことは、藩が古町を町と認識していた可能性を示している。そうであれば、「成羽 古町」のように「村之内」が脱落していたことも理解できる。

18世紀前半に既に藩が古町を町と認識していた背景には、前期城下町以来の町屋地区という点だけでなく、古町が北部の吹屋や新見方面と瀬戸内地方とを結ぶ水運の結節点に位置して、舟運を中心に経済活動が活発であったことがあろう。そして、成羽河岸が新町と本町裏に限定された後にも、1822年の新町と本町の船頭が提出した嘆願書から窺えるように、その活動は依然として活発で、古町は実質的に町であり続けたのである。

## V. 成羽の地域構造

これまで第III・IV章で武家屋敷地区の復原と構造的な特色、町屋地区の屋敷割と機能分化を検討してきたが、なぜ総門が村方の古町に向けられていたのか、という点が課題として残されている。古町が舟運機能を担い、藩も古町を町と認識していたことは既に触れた通りである。しかし、店商売が禁止された古町を新町・本町同様の町として扱うことは、一

般的な考え方では理解しがたい。古町における店商売の禁止に関する布達はこれまで1833（天保4）年のもの<sup>47)</sup>がよく知られていた。これによって、1804（文化元）年と1833（天保4）年の少なくとも2度にわたり、成羽村での店商売禁止の布達が出されたものの、成羽村では活発な店商売および行商による商業活動が続いていたことが指摘されてきた<sup>48)</sup>。古町における店商売の禁止がいつから行われたのかは明らかではないが、古町の店商売禁止の布達で、現在確認できる最も古いものは1739（元文4）年のものである<sup>49)</sup>。その後、宝暦年中（1751～1763）から明和年中（1764～1771）にかけて、船株仲間の結成、成羽河岸の新町・本町裏への設置と、成羽町の経済活動を強化するための施策が講じられたことを考えあわせると、1739年の布達が最初であった可能性が高い。仮に1739年の布達が最初であったとすると、成羽藩は18世紀前半に古町にまで広がっていた町屋地区の機能を成羽町に集中させるという政策転換を行ったことになる。

1716（享保元）年の成羽村人口は335軒、1,712人<sup>50)</sup>である。これに対して、1816（文化13）年の同村人口は292軒、1,283人<sup>51)</sup>で、100年間に43軒、429人が減少した。この間に天明の大飢饉があり、成羽村でも深刻な被害が発生したと推定される。しかし、備中国の1750（寛延3）年と1828（文化11）年の人口を比べると、1750年が319,410人、1828年が343,792人で、人口数では天明期の被害を回復して1828年の人口は1750年の人口を上回っている<sup>52)</sup>。この傾向は備中だけでなく、全国の多くの国にもみられる<sup>53)</sup>。したがって、成羽村の43軒、429人の減少は、天明期に起きた人口減少が回復しなかったためというより、1739（元文4）年の古町における店商売禁止の布達以降、古町から成羽町へ商工業者の移転が進んだためであったと考えられる。そうであれば、1739年以前の古町では、舟運機能に加えて店商売

も活発に行われ、成羽の町屋地区は、古町を含めて成羽川兩岸に展開していたことになる。これは、藩が古町（川向）を町と認識していたことと矛盾しないうえに、古町を含めた城下町の全体プランが立てられた可能性を示すもので、総門が古町に向いていたこともこれによって理解できるのである。

矢守一彦は城郭・武家屋敷地区と町屋地区との構造的関係を町屋地区に焦点を当て、タテ町型とヨコ町型に大別した<sup>54)</sup>。その際、矢守一彦が着目したのは、大手と町屋地区を結ぶ主要街路であった。これにしたがって、新町・本町、古町、そして武家屋敷地区の構造的関係を整理すると、新町は大手筋に当たる陣屋大手門ー町口門線の延長上に位置しており、タテ町に相当すると考えてよかろう。一方、札座付近で新町街路と接続する本町街路は、城下町周辺地域との連絡路であり、制札小路から成羽川をこえて古町街路へと続く。本町街路は、新町街路とT字型に交差するものとみなすことができるため、本町はヨコ町に該当し、本町街路の延長に位置する古町も本町同様ヨコ町と考えてよかろう。こうした町割は成羽町の機能分化も反映している。タテ町の新町が経済中枢の役割を負うのに対して、ヨコ町の本町・古町はともに舟運など交通・運輸機能にその特色がある。そして、新町・本町・古町と武家屋敷地区の構造を考えると、総門が重要な位置を占めることになる。計画上の町屋地区の中心点は新町・本町が接し、古町に続く地点、すなわち札座付近にあった。しかし、古町が成羽川対岸に位置している現実を考慮すれば、総門下は新町と本町の境から伸びる制札小路の延長上にあたり、新町・本町と古町の統合点になるのである。

## VI. 結 語

後期城下町の町屋地区は、有利な立地条件を備えていた古町に比べ、古町からの商業機能の移転が遅れ、1833（天保4）年における

古町の店商売禁止の布達以降に商業的に充実していったというのが<sup>55)</sup>、これまでの一般的な考え方である。しかし、町屋地区の軒数は、1716（享保元）年当時で既に151軒を数え、1789（寛政元）年の町屋敷区画数にほぼ匹敵している。こうした点から、天保年間以降ではなく、享保年間までに新町・本町の商業機能は充実していたと考えるべきであろう。

1736～1772年（元文～明和年間）にかけて藩は町行政を大きく転換し、新町・本町に強力な法的保護を加えた。成羽町は1721（享保6）年に洪水にあい、このとき町屋の流失が21軒、損壊が92軒と、享保元年当時の町屋軒数の75%にのぼる被害を受けた<sup>56)</sup>。元文年間以降の法的な措置は、洪水被害で低迷した新町・本町の復興政策という一面をもっていたと考えられる。したがって、一連の法的保護が新町と本町の一層の発展を促すために行われたとは言い切れないものの、藩も成羽町の振興に意を注いでいたとはいえよう。

現時点で知りうる後期城下町の町屋地区の状況は、洪水被害から復興した後のもので、後期城下町の成立以来のものではない。そのため、後期城下町成立期の町屋地区の屋敷割や機能分布と異なっている可能性もあるが、その分析・考察を通して以下の点が明らかになった。

第一に、成羽では、新町が経済的中枢機能を、本町の一部および古町が交通・運輸機能を担っていた。ただし、本町と古町とは、舟運をめぐって、競合関係にあった。

第二に、古町は当初の実態に基づいて、藩当局から町と認識されていた。

第三に、新町・本町は町口門、古町は総門によって武家屋敷地区と構造的に関係づけられていた。このことは、城下町成羽の建設当初から古町を含む城下町計画があったことを暗示している。

このうち、第二の点は、小城下町に限らず、城下町の町の意味を考える上で重要な問題を

含んでいる。矢守一彦は、「法制上の取り扱いが「(地域の)実態」を規制する面が少なくなかった」<sup>57)</sup>と述べ、法制上の扱いとその実態がほぼ対応するとしている。一方、武藤直は川越城下町を例にとり、川越が10町と4つの寺院支配下の居住区(四門前)からなる町分、および町分に編入されなかった郷町分から成り、これらが景観的に機能的に町として統一されていたにもかかわらず、行政上の組織との間に不一致があったと述べている<sup>58)</sup>。古町の実態が明らかではないため、現時点では古町がいずれの事例に該当するか、はっきりしない。古町の実態解明だけでなく、他の小城下町における町の存在形態を含めて、今後の課題としたい。

(敦賀短期大学)

〔注〕

- 1) ①藤岡謙二郎「城下町の地理的性格に関する二、三の考察」, 人文地理3-5・6, 1952, 34~49頁。②同「山間盆地の小藩の陣屋町」『日本歴史地理序説 増補版』, 塙書房, 1982, 250~267頁。
- 2) ①中島義一「一万石大名の城下町(第1報)」, 新地理10-2, 1962, 1~15頁。②同「一万石大名の城下町(第3報)その1」, 新地理13-1, 1965, 73~81頁。③同「一万石大名の城下町(第3報)その2」, 新地理13-3, 1965, 28~38頁。④同「一万石大名の城下町についての一、二の資料」, 歴史地理学紀要9, 1967, 175~187頁。
- 3) 矢守一彦『城下町研究ノート』, 古今書院, 1972, 92~96頁。
- 4) 藤岡論文, 前掲1) ②251頁。
- 5) 中島論文, 前掲2) ①15頁。同『市場集落』古今書院, 1964, 21頁。
- 6) 中島論文, 前掲2) ①, 1頁および13頁。
- 7) 渡邊秀一「小城下町研究の問題点と可能性」, 立命館地理学9, 1997, 55~66頁。
- 8) 藤岡論文, 前掲1) ②258~263頁。
- 9) 藤岡論文, 前掲1) ②257頁。
- 10) 藤岡論文, 前掲1) ②263頁。大越勝秋「泉州伯太陣屋村の研究」, 地理学評論35-9, 1962, 31~39頁。
- 11) 矢守一彦『幕藩社会の地域構造』, 大明堂, 1970, 245~258頁。
- 12) 中島論文, 前掲2) ③28~29頁。
- 13) 中島論文, 前掲2) ①5頁。
- 14) 渡邊論文, 前掲7), 61~64頁。
- 15) 大越論文, 前掲10)。
- 16) 既存の町場に陣屋が立地した場合, 藩による町場再編成の有無は, 町場の位置づけを考える上で重要である。土平は, 田原本を事例に町屋地区の再編成について触れている。土平博「大和国田原本陣屋町の地域構造」, 歴史地理学155, 1991, 1~21頁。
- 17) 矢守著書, 前掲11) 256頁。
- 18) 例えば, 藤岡論文, 前掲1) ①, ②。西村は, 藩領の分散の影響を可能な限り排除し, 分析した。西村睦男「藩領人口と城下町人口」, 歴史地理学111, 1980, 1~15頁。また, 岸本は, 江戸期の人口を指標として用いた。岸本實「都市人口の分布と農民離村」(豊田武・原田伴彦・矢守一彦編『講座・日本の封建都市 第2巻 機能と構造』, 文一総合出版, 1983), 349~364頁。
- 19) 矢守著書, 前掲11) 256頁。
- 20) 原田伴彦「日本封建都市論」(豊田武・原田伴彦・矢守一彦編『講座・日本の封建都市 第一巻 総説篇』, 文一総合出版, 1982), 9頁。
- 21) 中島論文, 前掲2) ①~④, および土平論文, 前掲16) 以外の小城下町研究は以下の通りである。中林保「近世鳥取藩の陣屋町」, 人文地理27-4, 1974, 86~102頁。小杉八朗『東北城下町の研究』, 地人書房, 1978, 28~36頁。八杉淳「大溝城下の地域構造とその特質」, 歴史地理学紀要31, 1991, 169~188頁。矢野司郎「陣屋町の形態と構造について—近江高島郡大溝陣屋の場合—」, 歴史地理学紀要31, 1991, 153~168頁。土平博「大和松山藩織田氏の廃絶にともなう居館・侍屋敷地区の耕地化」, 歴史地理学171, 1994, 19~33頁。これらの内, 土平論文や八杉論文が町屋地区の屋敷割や生業を検討したにすぎない。
- 22) 成羽町史編集委員会編『成羽町史 通史編』, 成羽町, 1996, 175頁。
- 23) 成羽町文化財専門委員会『成羽町の文化財』, 成羽町教育委員会, 1985, 22頁。
- 24) 高田家文書「享保元年 覚」(成羽町史編集委員会編『成羽町史 史料編』, 成羽町, 1996), 183~197頁。

- 25) 『成羽・浅尾・亀山・亀岡藩倉敷縣士族名簿』, 明治4年(1871), 岡山市立図書館蔵。
- 26) 「町図(写)」, 寛政元年(1789), 井上圭介氏蔵。
- 27) 高田家文書「享保元年 覚」(前掲24)に所収), 194頁。
- 28) 「町図(写)」, 前掲26)。
- 29) 「町図(写)」, 前掲26), 井上圭介氏による補足。
- 30) 本倉重徳氏蔵「庄屋覚書」(竹内明照『成羽史話』, 成羽町教育委員会, 1964), 103-104頁。
- 31) 「享保年間 町絵図(写)」(竹内著書, 前掲30)に所収)。
- 32) 「山崎家中定書」元文四年未九月条(岡山県地方史研究連絡協議会編(『岡山県地方史資料叢書3 備中成羽藩史料』, 岡山県地方史研究連絡協議会, 1966), 86頁。
- 33) 「町図(写)」, 前掲26)。
- 34) 浜屋文書「新町表口間数名寄覧帳」, 文政8年(1825)年, 成羽文化センター蔵。これによれば, 新町は47区画, 横町2区画, 裏町9区画で, 前掲30)の「町図(写)」に比べ, 屋敷地の細分化と横町・裏町の拡大が進んでいる。
- 35) 「舟方役用帳」文化十四年八月条(岡山県地方史研究連絡協議会編, 前掲32)に所収), 197頁。
- 36) 「舟方役用帳」文政九年四月条(岡山県地方史研究連絡協議会編, 前掲32)に所収), 220頁。
- 37) 「舟方役用帳」文化九年(1826)～天保十三年条(1842)(岡山県地方史研究連絡協議会編, 前掲32)に所収), 187～276頁。
- 38) 成羽町史編集委員会編『成羽町史 民俗編』, 成羽町, 1996, 209頁。
- 39) 「町村方御定書 成羽村等ハカ村覚書」元文六年七月条(岡山県地方史研究連絡協議会編, 前掲32)に所収), 98頁。
- 40) 「舟方役用帳」文政三年九月条, および文政四年九月条(岡山県地方史研究連絡協議会編, 前掲32)に所収), 198～199頁, 203頁。
- 41) 「舟方役用帳」文政六年六月条(岡山県地方史研究連絡協議会編, 前掲32)に所収), 209～210頁。
- 42) 高瀬舟の増加による困窮は, ほかの史料にも記されている。浜屋文書「乍恐以書付御歎願奉申上候」(竹内著書, 前掲30)に所収), 189頁。また, 24艘から始まった船株仲間が, 19世紀初頭に何株まで増えていたかは不明である。しかし, 上り荷物として重要な塩の値段に関する1806年の申し合わせに29人の署名がある。このうち, 成羽村と成羽町以外の者は6名である。「御歎申上一札之事」(成羽町史編集委員会編, 前掲38)に所収), 819～820頁。
- 43) 「舟方役用帳」文政五年九月条(岡山県地方史研究連絡協議会編, 前掲32)に所収), 205頁。
- 44) 「町村方御定書 成羽村等ハカ村覚書」宝暦十三年七月条(岡山県地方史研究連絡協議会編, 前掲32)に所収), 100頁。
- 45) 「町村方御定書 成羽村等ハカ村覚書」元文六年七月条(岡山県地方史研究連絡協議会編, 前掲32)に所収), 98頁。
- 46) 浜屋文書「永用御年貢不足覚帳」, 慶応三年(1867), 成羽文化センター蔵。これには「向町」の項がたてられている。
- 47) 「天保四巳年十二月二十二日, 成羽村店商売停止之儀, 前々より度々被仰出, 既に文化甲子中にも申達を致し一省略一」(竹内著書, 前掲30)131頁に所収)。
- 48) 前掲22), 181頁。
- 49) 前掲45)。
- 50) 前掲27)。
- 51) 市川俊助「宗門改帳の研究」, 成羽史話9, 1961。
- 52) 藤岡謙二郎編『日本歴史地理ハンドブック』, 大明堂, 1974, 194～195頁。
- 53) 前掲52), 194～195頁。
- 54) 矢守一彦『都市プランの研究』, 大明堂, 1970, 307～322頁。同「城下町プランにおける「近世」—とくに町割りにおける「縦」と「横」について—」(豊田武・原田伴彦・矢守一彦編『講座・日本の封建都市 第三巻 地域的展開』, 文一総合出版, 1981), 144～169頁。同「近世城下町の空間構造—とくに町割の基軸について—」, 歴史公論6, 1982, 46～53頁。同「城下町のかたち」, 筑摩書房, 1988, 39～84頁。
- 55) 前掲22), 181頁。
- 56) 「公儀而御尋出書付」(竹内著書, 前掲30)138～139頁に所収)
- 57) 矢守一彦「近世日本の地域構造と中心集落」, 地理16-1, 1971, 85～86頁。
- 58) 武藤直「歴史地理学における封建都市研究」(豊田武・原田伴彦・矢守一彦編, 前掲20)), 358～361頁。

The Regional Structure of the Small Castle Town in a Mountainous Region  
: A Case Study of Nariwa in Kawakami-gun, Bitchu

Hidekazu WATANABE

On the study of the castle towns of the Edo period, most small castle towns were excluded from research. Some researchers understand that small castle towns should be included in the category of castle town, because they had the quarter of the warriors' class deliberately arranged according to ranks. While the existence of warriors' quarters was one of the characteristics of castle towns, the details of the trademen's quarters have not been fully examined. Without the knowledge of trademen's quarters, it is difficult to assert that small castle towns surely belong to the castle town.

The author examined the trademen's quarters of Nariwa in Kawakami-gun, Bitchu, by looking at the differentiation of urban functions and the structural relation between the quarters for warriors and trademen. In Nariwa, one of the smallest in castle towns, there were two quarters for trademen. One was a part of planned castle town and was called Nariwa-machi, consisting of Shin-machi and Hon-machi. The other was Furu-machi in Nariwa village, confronting with Nariwa-machi across the Nariwa River.

The research findings are summarised as follows;

- ① Shin-machi was the center of economic activities, and a part of Hon-machi and Furu-machi took charge of transport functions.
- ② The feudal clan government regarded Furu-machi as a district for trademen based on its actual state.
- ③ Shin-machi was planned as Tate-machi and Hon-machi and Furu-machi were planned as Yoko-machi, and they were arranged in relation to the warriors' quarters. These suggest that there existed an urban plan which consisted of the warriors' quarters and two trademen's quarters at the early stage of constructing Nariwa.